各 位

会 社 名 株式会社 長 崎 銀 行本 店 所 在 地 長崎 市 栄 町 3 番 14 号 代 表 者 取締役頭取 山本 一雄問合せ先責任者 総合企画部長 餅田 浩治電 話 番 号 095 (825) 4151

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成25年12月3日に開催予定の臨時株主総会及び同日開催 予定の普通株主による種類株主総会に、当行定款の一部変更を付議することを決議しましたので、下記 のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

昨今、国際的な金融規制改革の議論の中で、自己資本の質の充実が求められるようになっており、 平成25年3月8日に金融庁より公布された国内基準行に対する新しい自己資本比率規制に係る告示 の改正(以下「新基準」といいます。)においても、規制上の自己資本が、普通株式や内部留保など を中心とした「コア資本」に限定され、当行が発行しているA種優先株式は、現在の内容では将来 的にコア資本に算入できない取扱いが予定されています。

このような規制環境の変化を踏まえ、当行は、A種優先株式の内容を、新基準においてコア資本 に算入が可能とされる強制転換条項付優先株式へ変更いたします。そのため、A種優先株式に係る 定款規定の変更、当該変更に合わせた当行の発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総 数の増加、その他所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において本議案が原案どおり承認可決されること、並びに、本議案に係る定款変更についてA種優先株式を保有する株主全員から同意を得ることを条件といたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

臨時株主総会及び種類株主総会基準日 臨時株主総会及び種類株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 25 年 10 月 31 日 (予定) 平成 25 年 12 月 3 日 (予定) 平成 25 年 12 月 3 日 (予定)

以 上

現行定款	定款変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 ~ 第5条 (省略)	第1条 ~ 第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1 億</u> 7,500 万株とし、普通株式および A 種優先 株式の発行可能種類株式総数は、それぞ れ、 <u>1 億 7,000 万株</u> および 500 万株とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5 億</u> 4,194 万 4,000 株とし、普通株式および A 種優先株式の発行可能種類株式総数は、そ れぞれ、 <u>5 億 4,194 万 4,000 株</u> および 500 万株とする。
第7条 ~ 第11条 (省略)	第7条 ~ 第11条 (現行どおり)
第2章の2 優先株式	第2章の2 優先株式
(A 種優先株式) 第11条の2 当銀行の発行するA 種優先株式の 内容は次のとおりとする。 (本優先配当金) 1. 当銀行は、剰余金の配当(第34条第2項 に定める中間配当を含む。以下同じ。)を 行うときは、当該剰余金の配当の基準日の 最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主(以下「本優先株 主」という。)または A 種優先株式の登録 株式質権者(以下「本優先登録株式質権者」 という。)に対して、同日の最終の株主名 簿に記載または記録された普通株式を有 する株主(以下「普通株主」という。)ま たは普通株式の登録株式質権者(以下「普	(A 種優先株式) 第11条の2 当銀行の発行する A 種優先株式の 内容は次のとおりとする。 (本優先配当金) 1. 当銀行は、第34条第1項に定める剰余金の 配当を行うときは、当該剰余金の配当の基 準日の最終の株主名簿に記載または記録された A 種優先株式を有する株主(以下「本 優先株主」という。)または A 種優先株式の 登録株式質権者(以下「本優先登録株式質権 者」という。)に対して、同日の最終の株主 名簿に記載または記録された普通株式を有 する株主(以下「普通株主」という。)また は普通株式の登録株式質権者(以下「普通 登録株式質権者」という。)に先立ち、A 種

優先株式1株につき、A種優先株式1株当

たりの払込金額相当額に 0.5%を乗じて算

出した金額(円位未満小数第2位まで算出

通登録株式質権者」という。) に先立ち、A

種優先株式1株につき以下の算式により算

出される金額(小数点第1位を四捨五入す

現行定款

る。)の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われるA種優先株式1株につき以下の算式により算出される金額の金銭を以下「本優先配当金」という。)を行う。ただし、当銀行が、当該配当の基準日の属する事業年度中に、当該事業年度中の日でかつ当該配当の基準日よりも前の日を基準日とする本優先配当金を支払ったときは、かかる本優先配当金の額の累積額を控除した額とする。

 $(a) \times (b)$

(c)

(a) 45円

- (b) 剰余金の配当の基準日の属する当銀行の 事業年度の初日(同日を含む。)から当該 剰余金の配当の基準日まで(同日を含む。) の日数
- (c) 365 (ただし、閏年の場合は 366 とする。) (非累積条項)
- 2. ある事業年度において、当銀行が本優先株 主または本優先登録株式質権者に対して 支払う金銭による剰余金の配当の額の合 計が A 種優先株式 1 株につき 45 円に達し ないときは、その不足額は翌事業年度以降 に累積しない。

(非参加条項)

3. 当銀行は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、ある事業年度において A 種優先株式 1 株につき合計 45 円を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

定款変更案

し、その小数第2位を四捨五入する。)の金 銭による剰余金の配当(かかる配当により 支払われる金銭を以下「本優先配当金」と いう。)を行う。ただし、当銀行が、当該配 当の基準日の属する事業年度中に、第4項 に定める本優先中間配当金を支払ったとき は、その額を控除した額とする。

(非累積条項)

2. ある事業年度において、当銀行が本優先株 主または本優先登録株式質権者に対して支 払う金銭による剰余金の配当の額の合計が A 種優先株式 1 株につき本優先配当金の額 に達しないときは、その不足額は翌事業年 度以降に累積しない。

(非参加条項)

3. 当銀行は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、ある事業年度において A 種優先株式 1 株につき本優先配当金の 額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号ロもしくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(優先中間配当金)

4. 当銀行は、第34条第2項に定める中間配当 を行うときは、当該中間配当の基準日の最 終の株主名簿に記載または記録された本優 先株主または本優先登録株式質権者に対し

現行定款

(新設)

(残余財産の分配)

4. 当銀行は、残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

<u>5</u>. 本優先株主は、株主総会において、議決権 を有しない。

(種類株主総会)

6. 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、本優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。

(株式の併合または分割等)

7. 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当銀行は、本優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

定款変更案

て、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき本優先配当金の額の2分の1を上限とする金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の金銭による中間配当(かかる中間配当により支払われる金銭を以下「本優先中間配当金」という。)を行う。

(残余財産の分配)

5. 当銀行は、残余財産を分配するときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000円の金銭を支払う。本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

<u>6</u>. 本優先株主は、株主総会において、議決権 を有しない。

(種類株主総会)

7. 当銀行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、本優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。ただし、同項第1号に規定する定款の変更(単元株式数についてのものを除く。)を行う場合は、この限りでない。

(株式の併合または分割等)

8. 当銀行は、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。当銀行は、本優先株主には、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式または新株予約権の無償割当てを行わない。

(取得請求権)

9.

(1) 取得請求権

本優先株主は、本項第(2)号に定める取得請求期間中、当銀行が A 種優先株式を取得するのと引換えに、普通株式を交付することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A 種優先株式の取得と引換えに、本項第(3)号に定める財産を交付す

(新設)

る。

ただし、本項第(3)号に定める財産としての 普通株式数が行使可能株式数(以下に定義す る。)を超える場合には、行使可能株式数につ いて取得請求の効力が生じるものとし、行使 可能株式数を超える部分については取得請求 がなされなかったものとみなす。

「行使可能株式数」とは、(i)取得請求を した日(以下「取得請求日」という。)におけ る当銀行の発行可能株式総数から、取得請求 日における当銀行の発行済株式総数および取 得請求日における新株予約権(当該新株予約 権の権利行使期間の初日が到来していないも のを除く。)の新株予約権者が当該新株予約権 の行使により取得することとなる株式の数を 控除した数と、(ii)取得請求日における当銀 行の普通株式に係る発行可能種類株式総数か ら、取得請求日における当銀行の普通株式に 係る発行済株式総数、取得請求権付株式(当 該取得請求権の取得請求期間の初日が到来し ていないものを除く。)の株主が取得請求権の 行使により取得することとなる普通株式の 数、取得条項付株式の株主が取得事由の発生 により取得することとなる普通株式の数およ び新株予約権(当該新株予約権の権利行使期 間の初日が到来していないものを除く。)の新 株予約権者が新株予約権の行使により取得す ることとなる普通株式の数を控除した数の、 いずれか小さい方をいう。

(2) 取得を請求することができる期間

本優先株主が当銀行に対して当該本優先株 主の有する A 種優先株式を取得することを請 求することができる期間(以下「取得請求期 間」という。)は、平成27年12月3日から平 成40年12月2日までの期間とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A 種優先株式の取得と引換えに、 本優先株主が取得の請求をした A 種優先株式 数に A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当 額を乗じた額を本項第(4)号ないし第(6)号に 定める方法により算出される取得価額で除し た数の普通株式を交付する。なお、A 種優先 株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の

<u>数に1株に満たない端数があるときは、会社</u> <u>法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u>

(4) 当初取得価額

当初の取得価額は、14.24円とする。

(5)取得価額の修正

取得価額は、平成39年までの毎年12月3 日(以下「決定日」という。)において、当該 決定日の属する事業年度に提出された当銀行 の第2四半期報告書に含まれる財務諸表(連 結財務諸表が作成されている場合には連結財 務諸表とする。以下同じ。)の注記における(1 株当たり情報)に記載のある、当該事業年度 の第2四半期末の1株当たり純資産額に0.58 を乗じた金額(円位未満小数第3位まで算出 し、その小数第3位を四捨五入する。かかる 修正後の取得価額を以下「修正後取得価額」 という。)。ただし、かかる計算の結果、修正 後取得価額が16.38円(以下「上限取得価額」 という。)を上回ることとなる場合には修正後 取得価額は上限取得価額とし、修正後取得価 額が12.28円(以下「下限取得価額」という。) を下回ることとなる場合には修正後取得価額 は下限取得価額とする。上限取得価額および 下限取得価額は、本項第(6)号の規定を準用し て調整される。

(6) 取得価額の調整

イ. 次の各号のいずれかに該当する場合に は、当該各号に定める適用時期に、取得価 額を次に定める算式(以下「取得価額調整 式」という。)により調整する(調整後の 取得価額を以下「調整後取得価額」とい う。)。取得価額調整式の計算については、 円位未満小数第3位まで算出し、その小数 第3位を四捨五入する。

調整後取得	=	調整前取得	×	既発行 普通 株式数	+	交付 普通 株式数	×	1 株 た の 込 額
価額		価額		71 333		時	i 価	i
				既発行 普通株式		十	交付通株	•

現行定款	定款変更案
	1

(i)取得価額調整式に使用する時価(下 記ハ. に定義する。以下同じ。)を下 回る払込金額をもって普通株式を発 行または自己株式である普通株式を 処分する場合(無償割当ての場合を含 む。)(ただし、当銀行の普通株式の交 付を請求できる取得請求権付株式も しくは新株予約権(新株予約権付社債 に付されたものを含む。以下本号にお いて同じ。) その他の証券(以下「取 得請求権付株式等」という。)、または 当銀行の普通株式の交付と引換えに 当銀行が取得することができる取得 条項付株式もしくは取得条項付新株 予約権その他の証券(以下「取得条項 付株式等」という。) が取得または行 使され、これに対して普通株式が交付 される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記ハ.(iv)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権 付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得 請求権付株式等の割当てを受ける権 利を与えるためもしくは無償割当て のための基準日がある場合はその日 に、当該取得請求権付株式等の全部が 当初の条件で取得または行使されて 普通株式が交付されたものとみなし て取得価額調整式を適用して算出し、 その払込期日(新株予約権の場合は割 当日)(無償割当ての場合はその効力 発生日)の翌日以降、またはその基準 日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付 株式等に、価額がその発行日以降に修 正される条件(本イ.またはロ.と類似 する希薄化防止のための調整を除 く。)が付されている場合で、当該修 正が行われる日(以下「修正日」とい う。)における修正後の価額(以下「修 正価額」という。)が取得価額調整式 に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存 する当該取得請求権付株式等の全部 が修正価額で取得または行使されて 普通株式が交付されたものとみなし

現行定款	定款変更案
	て取得価額調整式を適用して算出し、
	当該修正日の翌日以降これを適用す
	<u>3。</u>
	なお、かかる取得価額調整式の適用
	に際しては、下記(a)ないし(c)の場合
	に応じて、調整後取得価額を適用する
	日の前日において有効な取得価額に、
	それぞれの場合に定める割合(以下
	「調整係数」という。) を乗じた額を
	調整前取得価額とみなすものとする。
	(a) 当該取得請求権付株式等につい
	て当該修正日の前に上記(iii)また
	は本(iv)による調整が行われてい
	<u>ない場合</u>
	調整係数は1とする。
	(b) 当該取得請求権付株式等につい
	て当該修正日の前に上記(iii)また
	は本(iv)による調整が行われてい
	<u>る場合であって、当該調整後、当該</u>
	修正日までの間に、本項第(5)号に
	よる取得価額の修正が行われてい
	<u>る場合</u>
	調整係数は1とする。
	ただし、上限取得価額および下
	限取得価額の算定においては、調整
	<u>係数は、上記(iii)または本(iv)によ</u>
	る直前の調整を行う前の上限取得
	価額および下限取得価額を当該調
	整後の上限取得価額および下限取
	得価額で除した割合とする。
	(c) 当該取得請求権付株式等につい
	て当該修正日の前に上記(iii)また
	は本(iv)による調整が行われてい
	る場合であって、当該調整後、当該
	修正日までの間に、本項第(5)号に
	よる取得価額の修正が行われてい
	ない場合
	調整係数は、上記(iii)または本
	(iv)による直前の調整を行う前の 取得価値な光数調整後の取得価値
	取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合しまる。
	で除した割合とする。
	(v) 取得条項付株式等の取得と引換

<u>えに取得価額調整式に使用される時</u>

現行定款 定款変更案 価を下回る価額をもって普通株式を 交付する場合 調整後取得価額は、取得日の翌日以 降これを適用する。 ただし、当該取得条項付株式等につ いて既に上記(iii)または(iv)による 取得価額の調整が行われている場合 には、調整後取得価額は、当該取得と 引換えに普通株式が交付された後の 完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に 定義する。)が、当該取得の直前の既 発行普通株式数を超えるときに限り、 当該超過する普通株式数が交付され たものとみなして取得価額調整式を 適用して算出し、取得の直前の既発行 普通株式数を超えないときは、本(v) による調整は行わない。 (vi) 株式の併合をする場合 調整後取得価額は、株式の併合の効 力発生日以降、併合により減少する普 通株式数(効力発生日における当銀行 の自己株式である普通株式に関して 減少した普通株式数を除く。)を負の 値で表示して交付普通株式数とみな して取得価額調整式を適用して算出 し、これを適用する。 ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合の ほか、合併、会社分割、株式交換または株 式移転等により、取得価額の調整を必要と する場合は、当銀行取締役会が適当と判断 する取得価額に変更される。 ハ.(i) 取得価額調整式に使用する「時価」 は、調整後取得価額を適用する日の直 近に提出された当銀行の有価証券報 告書または四半期報告書に含まれる 財務諸表の注記における(1株当たり 情報)に記載のある直近の1株当たり 純資産額とする。 (ii) 取得価額調整式に使用する「調整 前取得価額」は、調整後取得価額を適 用する日の前日において有効な取得 価額とする。

(iii) 取得価額調整式に使用する「既発

現行定款	定款変更案
	行普通株式数」は、基準日がある場合
	はその日 (上記イ.(i)ないし(ii)に
	基づき当該基準日において交付され
	たものとみなされる普通株式数は含
	まない。)、基準日がない場合は調整後
	取得価額を適用する日の1ヶ月前の日
	の当銀行の発行済普通株式数(自己株
	式である普通株式の数を除く。)に当
	該取得価額の調整の前に上記イ. およ
	びロ. に基づき「交付普通株式数」と
	みなされた普通株式であって未だ交
	付されていない普通株式数(ある取得
	請求権付株式等について上記
	<u>イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が</u>
	初めて適用される日(当該日を含む。)
	からは、当該取得請求権付株式等に係
	<u>る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に</u>
	基づく調整に先立って適用された上
	記イ.(iii)または(iv)に基づく調整に
	より「交付普通株式数」とみなされた
	普通株式数は含まない。) を加えたも
	<u>のとする。</u>
	(iv) 取得価額調整式に使用する「1株
	当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)
	の場合には、当該払込金額(無償割当
	ての場合は 0円)(金銭以外の財産に
	よる払込の場合には適正な評価額)、
	上記イ.(ii)および(vi)の場合には (
	円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合に
	は価額 (ただし、(iv)の場合には修正
	<u>価額)とする。</u>
	<u>ニ. 上記イ.(iii)ないし(v)ならびに上記</u>
	<u>ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求</u>
	権付株式等または取得条項付株式等の発
	行に際して払込みがなされた額(新株予約
	権の場合には、その行使に際して出資され
	る財産の価額を加えた額とする。)から、
	その取得または行使に際して当該取得請
	求権付株式等または取得条項付株式等の
	所持人に交付される普通株式以外の財産

の価額を控除した金額を、その取得または 行使に際して交付される普通株式の数で

除した金額をいう。

現行定款	定款変更案
	ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普
	通株式数」とは、調整後取得価額を適用す
	る日の既発行普通株式数から、上記
	<u>ハ. (iii)に従って既発行普通株式数に含め</u>
	られている未だ交付されていない普通株
	式数で当該取得条項付株式等に係るもの

とする。

へ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該 各行為に係る基準日が定められ、かつ当該 各行為が当該基準日以降に開催される当 銀行の株主総会における一定の事項に関 する承認決議を停止条件としている場合 には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にか かわらず、調整後取得価額は、当該承認決 議をした株主総会の終結の日の翌日以降 にこれを適用する。

を除いて、当該取得条項付株式等の取得に より交付される普通株式数を加えたもの

ト.取得価額調整式により算出された上記 イ.第 2 文を適用する前の調整後取得価額 と調整前取得価額との差額が1円未満にと どまるときは、取得価額の調整は、これを 行わない。ただし、その後取得価額調整式 による取得価額の調整を必要とする事由 が発生し、取得価額を調整する場合には、 取得価額調整式中の調整前取得価額に代 えて調整前取得価額からこの差額を差し 引いた額(ただし、円位未満小数第3位ま でを算出し、その小数第3位を四捨五入す る。)を使用する。

(7) 合理的な措置

本項第(4)号ないし第(6)号に定める取得価額は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

(金銭を対価とする取得条項)

10.

(1) 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成30年12月3日以降、当銀行取締役会が別に定める日(以下「取得日」

という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、当銀行取締役会は、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、本項第(2)号に定める財産を本優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第9項に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A 種優先株式の取得と引換えに、 A 種優先株式1株につき、A 種優先株式1株当 たりの払込金額相当額に経過本優先配当金相 当額を加えた額の金銭を交付する。

本号において、「経過本優先配当金」とは、 取得日の属する事業年度の初日(同日を含 む。)から取得日(同日を含む。)までの日数 に本優先配当金の額を乗じた金額を 365(た だし、閏年の場合は 366 とする。)で除して得 られる額の1円未満の端数を切り上げた金額 をいう。ただし、取得日の属する事業年度に おいて本優先株主または本優先登録株式質権 者に対して本優先中間配当金を支払ったとき は、その額を控除した額とする。

(普通株式を対価とする取得条項)

11. 当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各本優先株式を取得するのと引換えに、各本優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を第9項第(4)号ないし第(6)号に定める方法により算出される取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(法令変更等)

現行定款	定款変更案
	12. 法令の変更等に伴い上記の各規定について 読み替えその他の措置が必要となる場合に は、当銀行取締役会は、合理的に必要な措 置をとるものとする。
第 12 条 ~ 第 36 条 (省略)	第 12 条 ~ 第 36 条 (現行どおり)

以上